

## 新潟県病院局管理規程第8号

新潟県病院局企業職員の寒冷地手当に関する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局企業職員の寒冷地手当に関する規程

新潟県病院局企業職員の寒冷地手当に関する規程を次のように定める。

(趣旨)

**第1条** この規程は、新潟県病院事業企業職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第52号）第3条の規定に基づき、新潟県病院局企業職員（以下「職員」という。）の寒冷地手当について必要な事項を定めるものとする。

(特例支給公署)

**第2条** 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第27条第1項第2号の規定の例により寒冷地手当を支給する公署は、別表に掲げる公署とする。

2 一般職員給与条例第27条第1項第2号の規定の例により寒冷地手当を支給する区域は、職員の在勤する公署に応じ、別表に掲げる区域とする。

(寒冷地手当の支給等)

**第3条** この規程に定めるもののほか、寒冷地手当の支給等に関し必要な事項は、県の一般職員の例による。

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

### 別表（第2条関係）

所在地	公署	区域
村 上 市	県立坂町病院	岩船郡荒川町
上 越 市	県立中央病院	上 越 市

備考 区域の欄に掲げる名称及び同欄に定める区域については、一般職員給与条例別表第8備考の規定を準用する。